

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律

【掲載官報】	平成 23 年 5 月 25 日 号外第 106 号 94 ページ
【法令番号】	平成 23 年 5 月 25 日 法律第 54 号
【管轄省庁】	国土交通省
【施行期日】	一部の規定を除き、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 総則</p> <p>関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により両空港に係る特定事業が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。(第1条関係)</p> <p>2 新関西国際空港株式会社</p> <p>(一) 新関西国際空港株式会社は、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図ることにより、航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するため、特定事業の活用その他の両空港の設置及び管理の効率化に資する措置を講じつつ、両空港の設置及び管理を一体的かつ効率的に行うこと等を目的とする株式会社とする。(第6条関係)</p> <p>(二) 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。(第7条関係)</p>

[1]

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>(三) 新関西国際空港株式会社は、その目的を達成するため、次の事業等を営むものとする。(第9条関係)</p> <p>(1) 両空港の設置及び管理</p> <p>(2) 両空港航空保安施設の設置及び管理</p> <p>(3) 両空港の機能を確保するために必要な航空旅客取扱施設等及び両空港を利用する者の利便に資するために両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理</p> <p>(4) 大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業</p> <p>3 特定空港運営事業に係る関係法律の特例等 (第29条及び第30条関係)</p> <p>4 協議会の組織 (第34条関係)</p> <p>5 罰則 (第36条～第43条関係)</p>
【改正される法令】	<p>航空法 (昭和 27 年法律第 231 号)</p> <p>離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号)</p> <p>沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号)</p> <p>空港法 (昭和 31 年法律第 80 号)</p> <p>行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号)</p> <p>公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭和 42 年法律第 110 号)</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成 13 年法律第 140 号)</p> <p>特別会計に関する法律 (平成 19 年法律第 23 号)</p> <p>空港整備法及び航空法の一部を改正する法律 (平成 20 年法律第 75 号)</p> <p>公文書等の管理に関する法律 (平成 21 年法律第 66 号)</p>